

■ 意匠登録出願サービス 料金表 ■

項目	匠総合法律事務所費用	特許庁費用（非課税）
出願料		16,000 円
登録料		8,500 円 登録 1 年目の金額 複数年まとめて納付も可能 詳しくは下表を参照
成功報酬	150,000 円（税別） 登録できた場合のみ請求	
実費	郵送料など	
小計	165,000 円（税込） + 実費 2021 年 3 月 1 日時点	24,500 円
合計		189,500 円 + 実費 ※登録 1 年目の最低料金です

■ 特許庁に支払う登録料

項目	金額
第 1 年から第 3 年まで	毎年 8,500 円
第 4 年から第 25 年まで	毎年 16,900 円

- 意匠権の存続期間は最長 25 年です。
- 登録料は、意匠登録時に複数年分をまとめて支払うことも可能です。
 - 例えば、登録時に 5 年分を納付するという場合、登録料は $8,500 \text{ 円} \times 3 + 16,900 \text{ 円} \times 2 = 59,300 \text{ 円}$ となります。その場合の費用の合計は 240,300 円となります。
- 設定登録時に納付した年分に引き続き、以後の年分の登録料を納付期限内に継続して納付することにより、存続期間満了の日まで維持することができます。
- 納付期限日は、設定登録年月日に納付済年分を加えた日となります（計算上の納付期限日が閉庁日である場合は、実際の納付期限日は翌開庁日となります。）。1 年分あるいは複数年分をまとめて前納することも可能です。